



Press Information

2011年10月7日
株式会社丸順
岐阜県大垣市新田町 2-1234
TEL:0584-89-8181

株主優待制度における義援金送金に関するご報告

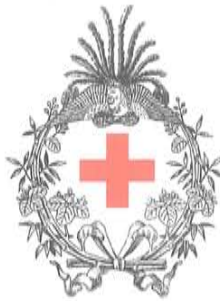
東日本大震災により被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

株式会社丸順は、平成23年度の株主優待制度において、被災地復興支援の一助として「東日本大震災チャリティー」を優待選択肢のひとつとして追加しました。申込み期間が終了しましたので、下記のとおり義援金を寄付しましたことをご報告いたします。

記

■義援金総額	110,000 円
■申込みいただいた株主様	22 名
■寄付先	日本赤十字社
*この義援金は、日本赤十字社を通じて被災地復興のための義援金となります。	

以上



第 10TH-0204117 号

このたびは、被災された方々のための義援金をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。

お預かりいたしましたお気持ちと義援金は被災された方々のために役立てていただくようにいたします。あたたかいご支援、誠にありがとうございました。

受 領 証

丸順株主の有志一同様

岐阜県 大垣市新田町二丁目1234番地

¥ 110,000. -

但 東日本大震災義援金として

上記のとおり受領致しました。

平成23年9月30日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3

TEL. 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。